

令和5年1月伊勢原市教育委員会定例会会議 日程表

日時：令和5年1月24日（火）

午前9時30分から

場所：市役所 3階 第2委員会室

開 会

議 事

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第1号 令和5年度伊勢原市立小中学校で使用する体育（実技）の教材について

【非公開予定】

日程第4 議案第2号 令和4年度伊勢原市教育委員会表彰被表彰者の決定について

日程第5 議案第3号 令和4年度末校長及び教頭の退職に係る内申について

日程第6 議案第4号 令和5年度校長及び教頭の人事異動に係る内申について

その他

閉 会

「大山こまの製作技術」の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」選択について

令和5年1月20日に開催される文化審議会文化財分科会において、伊勢原市の指定文化財である「大山こまの製作技術」を、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択すべきと文化庁長官に対し答申されることとなりました。

1 文化財の名称

大山こまの製作技術

(保存団体：伊勢原市大山こま製作技術保存会 会長 金子 吉延)

2 文化財類型

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 (国選択)

3 スケジュール

令和5年1月11日(火) 県教育委員会を通し、文化庁より答申を受ける旨の連絡

令和5年1月13日(金) 文化庁記者レク

令和5年1月20日(金) 文化審議会答申予定、報道解禁(17:00)

令和5年1月24日(火) 市定例記者会見にて報道発表予定

4 今後の対応

官報告示後、正式に国の無形民俗文化財に選択されることとなります。今後は、文化庁及び県教育委員会と協議を行い、記録作成のための調査等を実施することが想定されます。

I. 答申内容（10件）

1. 重要有形民俗文化財の指定（新規1件）

| 名称及び員数 | 所有者 | 所有者の住所 |
|--------------------------------------|-------------------|-----------------------|
| りくぜんたかた ぎょうろうようぐ 陸前高田の漁撈用具 3,028点 | りくぜんたかたし 陸前高田市 | りくぜんたかたし 岩手県 陸前高田市 |

2. 重要無形民俗文化財の指定等（新規2件、内容等変更1件）

(1) 重要無形民俗文化財指定（2件）

| 名称 | 所在地 | 保護団体 |
|-----------------------|-------------------------------|------------------------------------|
| かわのくるまにんぎょう 川野車人形 | にしたまぐんおくたままち 東京都 西多摩郡 奥多摩町 | おごうちまようどげいのう 小河内郷土芸能 保存団体協議会 |
| いしづちくろちや 石鎚黒茶の製造技術 | さいじょうし 愛媛県 西条市 | いしづちくろちや 石鎚黒茶製造技術保存会 |

(2) 重要無形民俗文化財の指定内容及び名称の変更（1件）

| 名称 | 所在地 | 保護団体 |
|-----------------|--|---|
| めら かぐら 米良の神楽 | みやまきとし こゆぐん 宮崎県 西都市、児湯郡 木城町、児湯郡 西米良村 | しろみ かぐら 保存会、おはえかぐら 銀鏡神楽保存会、尾八重神楽 保存会、なかのまたかぐら 中之又神楽保存会、 にしめらさんかぐら 西米良村神楽保存会連合会 |

3. 登録有形民俗文化財の登録（新規2件）

| 名称及び員数 | 所有者 | 所有者の住所 |
|----------------------------------|----------------|-----------------------------------|
| すわ げた 諏訪の下駄スケートコレクション 130点 | しもすわまち 下諏訪町 | すわぐん 長野県 諏訪郡 しもすわまち 下諏訪町 |
| こうか 甲賀売薬の製造・販売用具 2,488点 | こうかし 甲賀市 | こうかし 滋賀県 甲賀市 |

4. 登録無形民俗文化財の登録（新規2件）

| 名称 | 所在地 | 保護団体 |
|----------------------|-----|------|
| のど 能登のいしる・いしり製造技術 | 石川県 | 特定せず |
| おうみ 近江のなれずし製造技術 | 滋賀県 | 特定せず |

5. 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択（新規3件）

| 名称 | 所在地 | 保護団体 |
|-----------------------|----------------------------|------------------------------|
| おおやま 大山こまの製作技術 | いせはらし 神奈川県 伊勢原市 | いせはらしおおやま 伊勢原市大山こま製作技術保存会 |
| きたうらちほう 北浦地方のサバ一送り | ながとし しものせきし 山口県 長門市・下関市 | 特定せず |
| おおしらき いこ 大白木の亥の子さま | からつし 佐賀県 唐津市 | おおしらき 大白木こどもクラブ |

5. 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択

①^{おおやま}大山 こまの製作技術

- 文化財の所在地 神奈川県 ^{いせはらし}伊勢原市
- 保護団体 ^{いせはらし}伊勢原市 ^{おおやま}大山 こま製作技術保存会
- 文化財の概要

【選択の趣旨】

日本の各地に伝承される郷土玩具や民芸品などの木工品の製作には、^{きじし}木地師の技術を継承している例が少なくない。大山こまの製作技術もその一つで、大山信仰と結びつくことで発達し、^{ろくろ}轆轤を用いて木工品を製作する木地師の技術を伝えている。美しく正確に回る形状の削り出しや軸となる芯棒の調整などの工程はとくに熟練の技術が必要とされ、地域的特色が顕著であり、我が国における^{ひきもの}挽物や木工品製作の技術を理解する上で重要である。

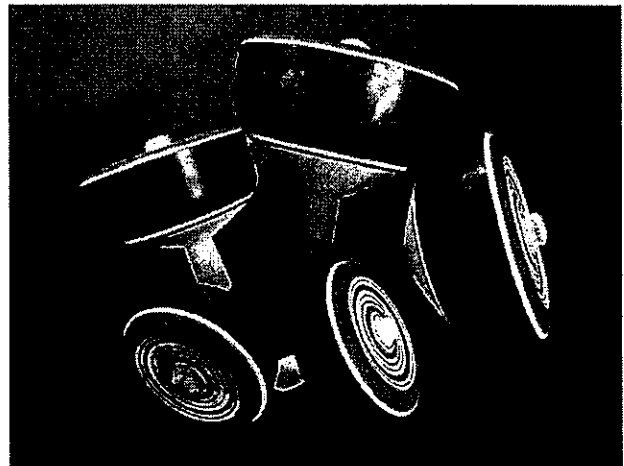
【文化財の説明】

本件は、神奈川県伊勢原市の大山に伝承される、木製玩具の「こま」を製作する技術である。大山こまは、近世中期から盛んとなる大山詣りの土産物として知られ、家内安全や商売繁盛の縁起物として参詣者に買い求められてきた。ミズキを原材料として作られ、芯棒が太く、全体に丸みを帯びた重厚な形が特徴である。

その製作技術は、轆轤の回転を利用して部材の成形や彩色をする木地師の技術を伝えているが、生業の変化等によって技術の伝承が難しくなっており、また、伝承者の高齢化も進んでいることから、早急な記録の作成を必要とするものである。



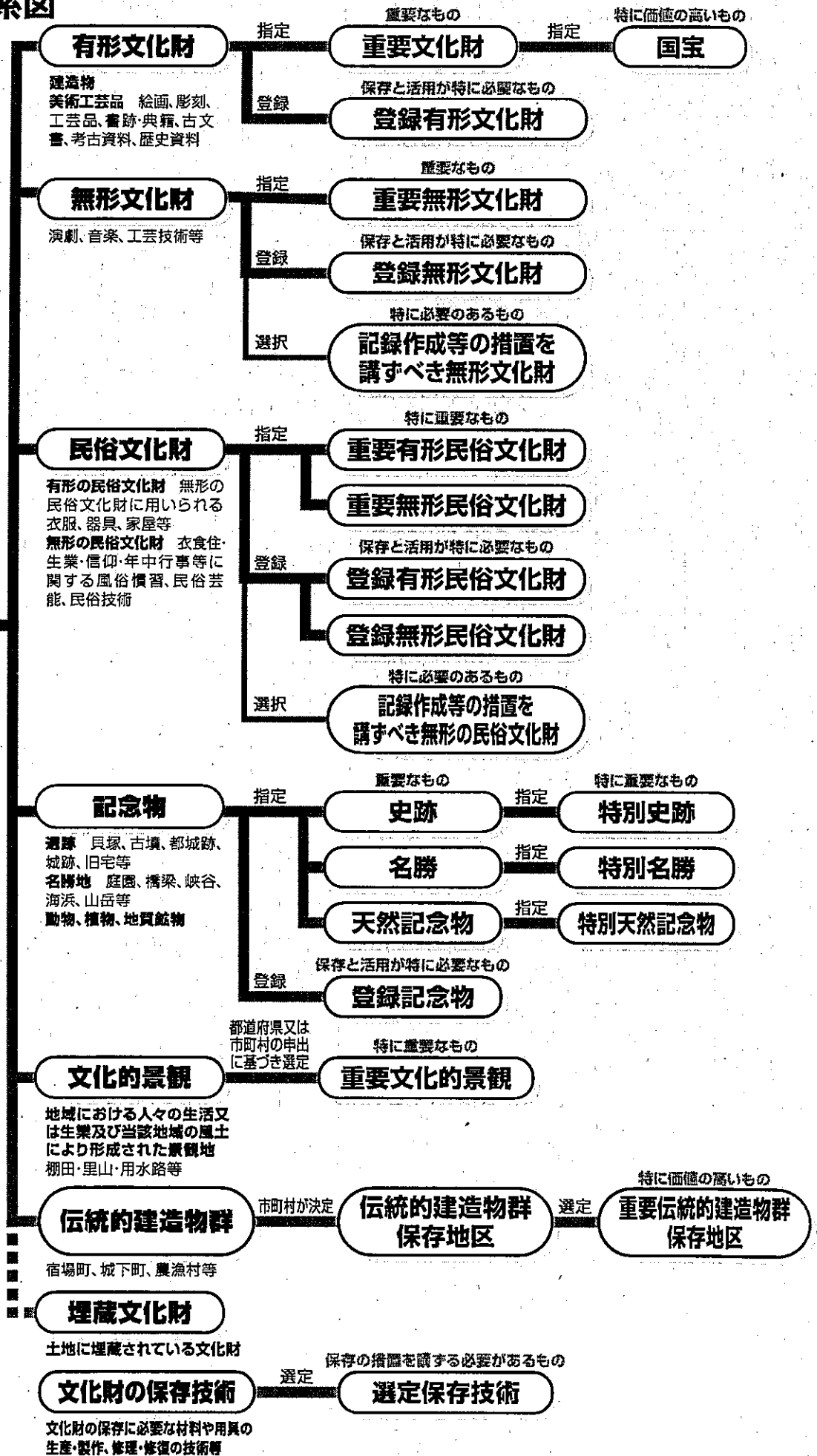
【轆轤を使った製作風景】



【大山こま（製品）】

文化財の体系図

文化財



神奈川県・「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」一覧

| 名称 | 市町村 | 種別1 | 種別2 | 選定日 | その他指定 |
|-------------|---------------------|------|---------|-------------|-------------------|
| 1 足柄ささら踊 | 南足柄 | 民俗芸能 | 風流 | 昭和50年12月8日 | 県指定 (昭和51年10月19日) |
| 2 大磯の七夕行事 | 大磯 | 風俗慣習 | 年中行事 | 平成14年2月12日 | 県指定 (平成20年2月5日) |
| 3 お峯入り | 山北 | 民俗芸能 | 風流 | 昭和48年11月5日 | 国指定 (昭和56年1月21日) |
| 4 相模人形芝居 | 厚木、平塚、小田原、南足柄 | 民俗芸能 | 渡来芸・舞台芸 | 昭和46年4月21日 | 国指定 (昭和55年1月28日) |
| 5 チャッキラコ | 三浦 | 民俗芸能 | 風流 | 昭和45年6月8日 | 国指定 (昭和51年5月4日) |
| 6 箱根の湯立獅子舞 | 箱根 | 民俗芸能 | 神楽 | 昭和49年12月4日 | 国指定 (令和4年3月23日) |
| 7 横須賀の虎踊 | 横須賀 | 民俗芸能 | 風流 | 平成16年2月6日 | 県指定 (昭和51年10月19日) |
| 8 吉浜の鹿島踊 | 湯河原、小田原、(熱海、伊東、東伊豆) | 民俗芸能 | 風流 | 昭和46年11月11日 | 県指定 (昭和51年10月19日) |
| 9 大山こまの製作技術 | 伊勢原 | 民俗技術 | | | 市指定 (平成29年2月28日) |
| 関東の大風揚げ習俗 | 相模原、座間 (その他埼玉、千葉) | 風俗慣習 | 人生・儀礼 | 平成3年2月2日 | 相模原市指定 (平成22年4月) |

全国・分類別件数

| | |
|-------------|-----|
| 生産・生業 | 49 |
| 人生・儀礼 | 15 |
| 娯楽・競技 | 15 |
| 社会生活 (民俗知識) | 12 |
| 年中行事 | 61 |
| 祭礼 (信仰) | 110 |
| その他 | 0 |
| 神楽 | 67 |
| 田楽 | 44 |
| 風流 | 124 |
| 語り物・祝福芸 | 8 |
| 延年・おこない | 14 |
| 渡来芸・舞台芸 | 81 |
| その他 | 38 |
| 生産・生業 | 9 |
| 衣食住 | 1 |
| その他 | 0 |
| 合計 | 648 |

※「関東の大風揚げ習俗」は複数県にまたがる選択のため、神奈川県としての件数にはカウントしていない

※令和5年1月の答申以前の件数

議案第1号

令和5年度伊勢原市立小学校及び中学校で使用する体育（実技）の
教材の承認について

伊勢原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第10号）第10条に基づく、令和5年度伊勢原市立小学校及び中学校において使用する体育（実技）の教材の承認について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第9号）第2条第1項第10号の規定により提案する。

令和5年1月24日提出

伊勢原市教育委員会
教育長 山口 賢人

提案理由

令和5年度伊勢原市立小学校及び中学校において使用する体育（実技）の教材について承認する必要があるため。

令和5年度伊勢原市立小学校及び中学校で使用する体育（実技）の教材について

○小学校

教材名：体育の学習

発行所：株式会社 光文書院

○中学校

教材名：中学体育実技

発行所：株式会社 G a k k e n